

メランヒトン『神学要覧』における 自然法思想の変遷

菱 刈 晃 夫

【キーワード】 自然法、キケロー、自然の光、生得観念、神学要覧

はじめに

精神史家ディルタイ (Wilhelm Dilthey, 1833-1911) は論考「17世紀における精神科学の自然体系」の中で、「メランヒトンとドイツにおける自然体系の最初の構築」(1892/93)と題してメランヒトン (Philipp Melanchthon, 1497-1560) に言及し、その「自然の光」(lumen naturaleあるいはnaturae) 説に基づく認識論が持つ重要性に、いち早く着目した¹。宗教改革者ルター (Martin Luther, 1483-1546) の右腕として生前より「ドイツの教師」(Praeceptor Germaniae) と呼ばれ、当時のあらゆる学問分野に渡って活躍し、さらにドイツ内外の教育制度の整備にも貢献したメランヒトン²。とりわけ「自然の光に関する学説はメランヒトンの思考連関の中で基礎となる哲学上の学説である」³。彼はメランヒトンが「自然の光」説を、主に古代ローマの哲学者キケロー (Marcus Tullius Cicero BC.106-BC.43) から受容したと指摘している。3節でもみるように、最晩年の『神学要覧』(Loci praecipui theologici, 1559)―通称ロキ―でも、「生得観念」(ideae innatae) や「自然の光」は力強く説かれ、これに依拠する自然法思想が展開されている。ディルタイは、ここに至るまでの複数の著作に、そのルーツとしてのキケローからの多大な影響を明らかにする。この研究を嚆矢として、メランヒトンの認識論や道徳および自然哲学に関する研究は大きく前進した⁴。

しかし「自然の光」説の受容と発展の過程と実態、その後の具体的影響について部分的な記述は散見されるにしても、ディルタイより進んだ組織的記述は未だない。ましてや近代の自然法思想の基礎づけや発展にも大きく寄与したメランヒトンの業績については、例えばロンメンによる古典的な記述を見ても、古代ギリシア・ローマから中世のスコラ学、とくにトマス・アクィナス (Thomas Aquinas, 1225-1274) から、宗教改革期のメランヒトンは素通りしたまま、グロティウス (Hugo Grotius, 1583-1645) やプーフェンドルフ (Samuel von Pufendorf, 1632-1694) そしてトマジウス (Christian Thomasius, 1655-1728) へと飛躍してしまう⁵。現代も事情はあまり変わらず、メランヒトンに触れるものすら皆無に近

い⁶。こうした研究の状況をふまえ、これより「自然の光」説が思想上途中で忘却されたメランヒトンの中で、どのように受容されて発展し、彼の思想や思考法が後世にいかなる具体的影響を及ぼすに至ったのか、その詳細な過程と実態を、歴史的状況を踏まえたキリスト教思想史の流れの中で原典に即して解明を進めたい。

その第一として、本稿は「自然の光」説を基盤とする思想、すなわち自然法思想が極めて明瞭にあらわれている⁷、まずは神学の分野に焦点を合わせ⁸、主な資料として『神学要覧』を取り上げる。この改訂の内容を大きく三つの時期に分けてたどりながら、メランヒトンの自然法思想と、その根底にある「自然の光」説の受容過程の一端を浮き彫りにしよう⁹。が、そもそも「自然の光」と「生得観念」は、メランヒトンが依拠するキケローの中で、どのように述べられていたのだろうか。簡単な確認から始める。

1 節 「自然の光」と「生得観念」

いわゆる「自然の光」は、中世スコラ哲学において、超自然的な「恩恵の光」(lumen gratiae)、「信仰の光」(lumen fidei)、「啓示の光」(lumen revelationis)、「栄光の光」(lumen gloriae)などと対立的に用いられて、人間が生来的に、つまり自然本性的に、理性的存在であることを前提にしている¹⁰。この「自然の光」というタームがキケローに由来するというのは定説となっている。その起源は『トゥスкулム荘対談集』(Tusculanae disputationes)に求められる。

われわれは自然の働きによって生まれた。したがって、自然に目を向け、見つめ、その優れた導きによって人生を全うする力を与えられていたならば、哲学や教説など必要とされることは決してなかったはずである。しかし、自然がわれわれに与えた目印はきわめて小さなともしびであったし、しかも、われわれはそれを瞬時に悪い習慣や歪んだ考えによって吹き消してしまった。そのため、自然の光 (naturae lumen) は容易に見ることができなくなってしまうのである。つまり、われわれの素質には生まれつきの徳の種子があり (ingeniis nostris semina innata virtutum)、もしそれが立派に生育することさえできれば、自然がわれわれを幸福な人生へと導いてくれるはずである。しかし、現実には光の中に生まれ出て、父の胸に抱きかかえられた途端、われわれはすぐさま、ありとあらゆる不正、悪質きわまりない誤謬の中に身を置くことになる。それは、あたかも乳母の胸から迷妄の乳を吸うかのように思えるほどである。さらに、両親のもとに戻され、次に教師の手に委ねられると、われわれはあまりに多くの悪癖に染まり、その結果、真実は虚構に、自然自体も固定観念に座を譲ることになるので

ある¹¹。

私たち人間には、生来的に、その素質に生まれつきの「徳の種子」(semina virtutum)が備わっているが、それは「自然の光」であり、キケローにおいては人間に生まれつきの理性の能力でもある。が、この世に生まれ出るや、すぐに私たちはありとあらゆる悪しき習慣に染まってしまう、この「自然の光」は十分に生育することなく、風前の灯火となってしまう。両親や教師の手によってさえ、多くの悪癖に染まるという。そこでキケローは理性について、こう述べている。

理性はわたしたちを獣より優れたものにする唯一のものであり、それによってわたしたちは推論することができ、論証し、反駁し、議論し、なんらかの成果を得、結論するのであるが、それはたしかにすべての人間に共通であり、学識の程度に応じて異なるものの、学ぶ能力においては同じだから (doctrina differens, discendi quidem facultate par) である。じじつ、すべてのものについて同じことが感覚によって知覚されるのであり、感覚を刺激するものは、すべての者の感覚を同じ仕方で刺激する。そして、先に述べた、心に刻印される萌芽的な観念は、すべての者において同じ仕方で刻印され、精神の通訳となる言語は、個々の言葉では異なるけれども、考えでは合致する。いかなる種族であれ、〈自然を〉導き手として得ながら徳に到達することができないような者はいないのである¹²。

「理性」(ratio)は人間と他の動物とを隔てて優れたものとする唯一の能力であり、これはすべての人間に共通であり、教育やその成果としての学識によって違いはあるものの、学ぶ能力 (facultas discendi) においては同じである。人間には感覚を通じて心 (anima) にさまざまな萌芽的な観念 (inchoatae intellegentiae) が刻印され (imprimuntur)、ここから理性による思考が精神 (mens) によって行われる。その結果を、精神の通訳である言語 (interpretes mentis oratio) が考え (sententia) として提示し、ここで理性は合意に達する。ともかく、こうした「自然」(natura)を導き手とすれば、徳に到達しえないはずはない、というのがキケローである。「自然の光」は、このようにキケローにおいて極めて強力な、人間の本性的能力であり、生来的な資質でもあった。

さらに感覚によって得られる未熟な観念だけではなく、キケローは法や神といった絶対的な観念までもが、『神々の本性について』(De natura deorum)の中で、人間には植え付けられていると述べている。

というのも、自然そのものがすべての人間の心に神々の概念を植え付けて

いる根拠として、エピク羅斯ただ一人が、何よりもまず神々の存在を認めたからである。しじつ、いかなる国民あるいは民族であれ、神々にたいするある種の先取観念は、他人に教わることなしにそなえているものではないだろうか。それはエピク羅斯が「プロレープシス」と呼んだもの、すなわち事物について心の中であらかじめ形成されているある種の観念のことであり、それなしに何かを理解したり、探求したり、議論したりできないもののことである¹³。

キケローは「先取観念」(anticipatio)、すなわち心に先に受け取られた(anteceptam)観念、つまり後の「生得観念」の起源を、さらにエピク羅斯のプロレープシスに求めている¹⁴。

自然はそのような事柄を神々自身についての観念としてわたしたちに与えてきた(nobis natura informationem ipsorum deorum dedit)、さらに神々が永遠であり幸福であるとわたしたちがみなすよう、心の中にその観念を植え付けてもきた(insculpsit in mentibus)¹⁵。

ここで「心」と訳されている mens は精神とも訳される。ともかく人間の心や精神に神々の「観念」—ここでは informatio の訳—を自然が与えてきた。つまり、私たちの心や精神には、「自然」が神々の「情報」を予め賦与(dare)し、かつ刻み込んで〔彫り込んで、植え付けて〕(insculpsere)いる、とキケローは述べ、こう繰り返す。

というのも、すべての人間の心には、神々が存在するという観念があらかじめ刻み込まれているからである(omnibus enim innatum est et in animo quasi inscriptum esse deos)¹⁶。

ここでは記入されて〔書き込まれて〕(inscriptum)いると表現されている。

キケローは、このように「自然の光」と「生得観念」について記し、さらに法の起源もまた、同じく自然と理性とに求められることになる¹⁷。

2 節 カピタと 1521 年初版ロキにおける自然法

メランヒトンのロキはルター派で最初の教義学書といわれているが、その 1521 年初版のタイトルは、Loci communes rerum theologicarum seu Hypotyposes theologicae『神学の根本概念あるいは神学的な見取り図』とでも訳せよう。Loci とは locus 場所とか位置とかいう意味の複数形であり、ギリシ

ア語ではトポス、つまり主題(トピック)でもある。「神学的事柄の共通主題あるいは神学の描写」とでもすると直訳になるが、要するにルター神学の共通主題や要点あるいはそのスケッチ、となろう。なかなかうまく邦訳するのが難しい原題であるが、メランヒトンは晩年に至るまでこれを改訂し拡張し続けてきたから¹⁸、後のボリュームと内容からも『神学要覧』と呼ばれるのが普通となり¹⁹、今後ここでも総じて略したロキ、さらにその初版と呼ぶことにする。しかし、この初版のロキには、そのさらに準備のためのスケッチとなる、いわゆる Lucubratincula 『灯火の著作』、もしくは Rerum theologiarum capita seu Loci 『神学事項の要点あるいは主題』と呼ばれるものが残っている。まずは、このカピタ(要点)における自然法を見てみよう。律法について(De Lege)では、それを三つに分類して、以下のように述べている。

- 第一：法とは、それによって善が命令され悪が禁止される判決文である。
- 第二：一つは自然の法であり、他に神の、その他に人間の法がある。
- 第三：自然法は共通の見解〔判決文〕であり、すべての人々が等しく賛同する。さらにそれどころか神は各人の精神に(cuiusque animo)、それを道徳に合わせて〔道徳と適合させられた自然法を〕刻み込んだ(insculpsit)²⁰。

すでに自然法がすべての人間の精神に刻み込まれていて、それには皆が賛同する、「共通の見解(判決文)」(sententia communis)であると記し、ここから神は礼拝されるべきである、生(命)は保持され存続されるべきである、生まれるべきであり、人間は維持されるべき社会のために生まれている、結婚はされるべきである、出産は守られるべきである、誰も傷つけられてはならない、などの秩序(ordō)が列挙されている²¹。では初版ロキを見てみよう。同じく律法についてより。

ところで律法(lex)とは善を命じ悪を禁じる判決文〔見解〕である。法律(ius)とは律法に従って遂行する〔事を進める〕決定(auctritas)である²²。

lex は律法と訳され、ius は法律と訳されるが、ここで ius を含む上位の「法」が lex であり、これを神学ではふつう「律法」と訳しているし、ここでもそれに従う。ちなみにキケローは、『法律について』(De legibus)で、「自然」や「自然本性」の中に「法律と法の根源を見出すことができる」と述べているが²³、ここで lex は「法律」、ius 「法」と訳されている。つまり lex とは自然法則なども含めた普遍的な「法」であり、これはルターやメランヒトンの神学では「律法」と訳される「法」のことである。一方で ius は「慣習」(mores)など、人間世界に

おける正しい行為のための「規範」(norma)とも重なり、むしろこれを土台としたところに成立する「法律」である。邦訳によって少しニュアンスが異なる点に注意したい。さて律法には三種類あるという。

律法のあるものは自然の〔自然的な〕ものであり、あるものは神の〔神的な〕ものであり、あるものは人間の〔人間的な〕ものである (Legem aliae naturales sunt, aliae divinae, aliae humanae)²⁴。

ここで重要なのは、この時点におけるメランヒトンの自然法理解である。すぐに、こう続けられる。

自然法〔自然的律法〕については、神学者によっても法学者によっても、何か価値ある記述を、まだ私は見いだしていない。なぜなら自然法が語られるとき、人間の理性による方法で (a rationis humanae methodo)、自然の〔本性による〕三段論法から (per naturalem syllogismum)、その法則が収集されるに違いなかったからである。私はまだ誰かによってこのようなことが行われたのを見ていないし、それどころか確かにずっと捕虜にされ盲目にされた人間の理性でもって (capta occaecataque ratione humana)、そうしたことが完全に起こりうるのかどうか、全く知らない²⁵。

初版ロキの中で人間の理性に対する信頼が、それほど大きいとはいえないことが、ここから読み取れる。捕虜にされ盲目とされた理性。この時期、メランヒトンがルター神学から受けた影響は大きい²⁶。が、パウロの「たとえ律法を持たない異邦人も、律法の命じるところを自然に行えば、律法を持たなくとも、自分自身が律法なのです。こういう人々は、律法の命じる行いがその心に記されていることを示しています。彼らの良心がこれを証ししています。また、互いに告発したり弁護したりする彼らの議論も、証ししています」(ロマ2・14-15)に依拠しながら、「良心」(conscientia)が、律法や「共通の法則」(communi formula)によって請い求められる私たちの行為に関する判断 (iudicium) である、と続く。

したがって自然法は共通の判決文〔見解〕(sententia communis) であり、それはすべての人々に等しく (omnes homines partier) 同意されるものであり、形成されるべき道徳に適応するため (ad formandos mores accommodata)、さらにそのうえそれを神は各人の心に刻み込んだのである (deus inculpsit cuiusque animo)²⁷。

自然法は全人類にとって共通の見解(判決・判断)であり、さらにしかるべき道徳をつくり出すために、すべての人々の心に刻み込まれている一神が刻み込んだ—とメランヒトンは述べて、それは数学のような理論的学問と同様であるという。全体は部分より大なりといったように、これらの学問には何らかの「共通原理」(communia principia)あるいは「共通観念」(κοιναι ἐννοιαι)や「先取観念(プロレープシス)」(προλήψεις)があるように、道徳においても「共通原理」や「予めの結論」(conclusions primae)、「すべての人間の実行の原則」(regulae omnium humanarum functionum)があるという²⁸。これを「自然法」(leges naturae)と呼ぶ。

キケローは『法律について』という書物で、プラトンを模して人間の自然本性から法(律法)の原則を派生させる²⁹。

これをメランヒトンは認めつつ、しかしキケローの議論にも不敬虔な(impia)なものが混入していて、それは聖書に命じられたことに従うよりも、むしろ私たちの理性の方法や近道に従うときに(cum methodus potius et compendia rationis nostrae sectamur)生じてくるのだという。

というのも一般に人間の判断は生まれから関係している〔生まれつきの〕盲目のゆえに捕らわれて欺かれているので、その結果、たとえ私たちの心に道徳の何らかの規定〔形〕(formae morum)が刻み込まれているにしても、それでもやはりそれはほとんど気づかれえないのである³⁰。

このように、この時期のメランヒトンは、心に刻印された〔刻み込まれた・植え付けられた〕道徳の規定や、さらにその基となる法や律法、すなわち自然法という共通見解(判決・判断)や、あるいは共通原理、共通観念、プロレープシスなどを認めるとはいえ、それでもやはり今の人間はあくまでも捕虜とされ盲目とされていて、これらを認識しえない状態、すなわちルターという罪人であることに、強く牽引されているといえよう。確かに、自然法は神によって人間の精神に刻印されていて(leges naturae a deo impressas mentibus humanis)、それはアリストテレス的には生まれつきの状態(habitus concreatos)でもあり、私たちの素質によって発明されたものではなく、神によって私たちに植え付けられた、道徳に関して判断するときの原則(non inventam a nostris ingeniis, sed insitam nobis a deo regulam iudicandi de moribus)であるが、残念ながら現在の人間は、これらをほとんど認識しえない状態にある、と見ている。とはいうものの、ここからメランヒトンは先のカピタと同じく、神は崇拜されねばならない、私たちは

生活社会の中に生まれたのであるから、誰も傷つけるべきではない、人間社会はすべての財を共通に使用することを求めるなど、自然法の一般的原則を列挙していく³¹。

1521年頃までのメランヒトンがキケロー、さらにプラトンやストア派の思想より、いわば「生得観念」そして「自然法」の考え方を脈々と受け継いでいる様子が読み取れるが、しかしルター神学との劇的な出会いは、人間の自然本性が資質として生来的に持つ機能や能力としての理性に対して、大きな疑問を投げかけた。たとえ道徳形成へと向かう本来的な資質や能力を人間は有しているにせよ、しかしそれは罪によって捕虜とされ盲目にされ、かなりの機能不全に陥っている。まさに宗教改革が開始された時期、メランヒトンにおける道徳や倫理の原動力となる自然法理解も、まさにルターによる罪人としての人間観に、強力に囚われてしまっていたといえよう³²。以上、この時期のロキを指して第一世代 (prima aetas) と呼ぶのが通説となっている³³。

3 節 1535年版と、1559年版そして1553年版ドイツ語ロキにおける自然法

次に、さまざまな動乱そして『アウグスブルク信仰告白』を経た後の1535年版ロキを見てみよう。第二世代 (secunda aetas) のロキである。自然法について (De lege naturae) では、こう記されている。

自然法は神の法〔律法〕の知識であり、人間の本性に挿入されている。自然の全事物の中で〔これ以上に〕より善くより美しいものはなく、神は自身の知恵の像や像〔形〕という、この自分のものを人間の精神に刻印したということ以上に、〔神が人間に〕慈悲深い〔好意的な〕痕跡はない。ところで挿入された自然の知識があると私は述べた。これをあなたは次のように理解すべきである。目には何らかの神的な光が挿入されているように、同じく人間の精神には何らかの知識が、あるいはいわば光が挿入されていて、これによって自らによって何かを認識し判断するのだ、と。哲学者たちはその光を原理的な知識と呼んでいる。共通観念 (κοινῶς ἐννοίας) と先取観念 (πρόληψις) である。こうして思弁的な〔純理論的な〕原理について、いわばもっとも確実なものを、人間の自然本性そのものがそれを認識し理解することを教えているように、そのように実践の原理についても同様であり、つまり、こうしたことを私たちは自然法について考えなければならないのである〔そのように自然法は考えられるべきである〕³⁴。

「神の法の知識」 (notitia legis divinae) は「人間の本性に挿入されている」

(*naturae hominis indita*) が、これが自然法である。換言すれば、人間の精神に刻印されていて、それは神自身の知恵の「像」(*effigies*) もしくは「像(形)」(*imago*) である。そして「目」(*oculus*) には「神的な光」(*lumen divinitus*) が挿入されているが、これは原理的な知識であり、まさに光であり、ストア派の哲学者たちによって一初版ロキで引用された—「共通観念」や「先取観念」と呼ばれているもので、人間は生来的に、自らの自然本性によって、これらのこと、とりわけ実践の原理つまり道徳原理について認識し理解することができる。こうした知識の内容を自然法があらわしているとメランヒトン³⁵は述べている。第一世代ロキに比べて、自然法が「神的な光」つまり神の光や原理的知識として、より明確に肯定的に受容されて記述されていることが分かる。しかし、すぐに「覆い隠された〔暗く曇らされた〕自然法」(*Lex naturae obscurata*) と続けられる。

根源的な過失〔原欠陥〕によって (*vitio originis*) 覆い隠されたこの本性の中で自然法は著しく暗く曇らされていることを、ここで私たちは知らなければならぬ³⁵。

むしろ根源的な欠陥あるいは原欠陥とは「原罪」(*peccatum originale*) のことである。この後メランヒトンは人間が何よりもまず神を認識してこれに従うようにつくられている、と本来あったはずの人間について、つまり原罪前の人間について述べる。そこで「なぜなら自然の神的な光が挿入されていたから」(*quia errant lumen naturae divinitus insitum*)³⁶ と記して、人間の精神が本来ならば、すでに先に見たような自然法の秩序を自ずと遂行するはずだった。が、今やこれは原欠陥により覆い隠されて暗く曇らされてしまっている、と続けるのである。ところが、さらにこう続く。

神に関する第一の法〔律法〕が人間の心の中でどれほど覆い隠されてしまっているにしても、それでもやはりある種の痕跡はとどまっている (*tamen manent vestigia quaedam*)。なぜなら人間は何らかの神の知識と共に生まれついていて (*homines nascantur cum quadam Dei notitia*)、自然本性そのものが自分たちに神を認識するように命じるからである。それは自然の理性 (*ratio naturalis*) であり、つまり、個々の人間の中で良心 (*conscientia*) が声をあげて、そして神が存在すること、すべての自然の造物主であることを告白するのだ。神は、正しい者には親切にし、不正な者には罰を下すのである³⁷。

しかし「それでもやはり」あるいは「にもかかわらず」という *tamen* の持つ

意味はメランヒトンの中で極めて大きい。第二世代ロキにおいてメランヒトンが、自然法や自然の光、そして理性や良心の生来的な働きを「それでもやはり」確認して、これを拠り所にしようとする姿勢が、ここからもありありと読み取れる。ただし、もちろん神への祈りがプラスしてここでは欠かせない。私たちは神に祈り願わなければならない (invocandum esse) のである³⁸。

それではいよいよ拡充された 1559 年版の第三世代 (tertia aetas) のロキと、続けて同世代に属するメランヒトン自身の手によるドイツ語版ロキを見てみよう。同じく自然法について、より。

ちょうど光が神によって目の中に置かれている (inditum) ように、ある種の知識〔観念〕(notitiae) が人間の精神には植え付けられている。この知識によって〔物事の〕大部分が認識され判断される。哲学者たちはこの光を原理的な知識と呼ぶ。共通観念〔共通の知・共知〕(κοινῶς ἐννοίας, communes notitias) そして先取観念〔経験に先立つ知・公理〕(προλήψεις, praeceptiones) である。そして一般には数の観念といった目に見える〔考察できるような〕原理 (principia speculabilia)、秩序、〔論理的な〕三段論法、幾何学の原理、自然学という区別が知られている。これらすべては人生においてもっとも確かなものであり、もっとも役立つものの源泉であることが認められている。というも数なしの、秩序なしの人生とは、どのようなものといえるだろうか。自然の本性的な〔元来の〕高潔なものと醜悪なものを全体として区別する (totum discrimen naturale honestorum et trupium) といった実践原理 (principia practica) は、また別である。そのうえ神には服従しなければならない。そして確かにこの実践原理は数の観念と同じ程度に私たちにとって明瞭で強固なものでなければならなかったが、しかし原欠陥〔原罪〕によりある種の暗黒が増し加わり、心は高潔なものと醜悪なものとを区別するのに相反する衝動 (impetus) を持つようになり、こうして人間は次のような観念には継続的に賛同しなくなる。すなわち神には従わねばならない、姦通は避けねばならない、高潔な婚約は守られねばならない、といった観念である。これらは、ちょうど $2 \times 4 = 8$ といった知識と同じである〔が、こうしたものには賛同しなくなっているのである〕。律法の〔法の〕観念もとどまってはいるが、しかし心の強情〔反抗〕によって (propter contumaciam cordis) これへの賛同は脆弱 (infirmus) である。この知識〔律法の観念〕は私たちが神に由来していて、しかも神に従わねばならないことを証言している。そして〔そうした〕命令不服従を咎める。その一方で疑いと強情は人間の本性が完全ではないことの明らかなしるしである。死と人類の無限の惨状と多くの驚くべき悪徳が同じことをあらわ

している³⁹。

冒頭より光すなわち神的な、しかも自然の光が人間の目には挿入されている、という「自然の光」説が登場し、後はすでに見てきた共通観念や先取観念があげられる。とりわけ先取観念については、数学的な学問つまり秩序を解明して私たちにもたらす学知への賛美が続くことから、これを公理と言い換えてもよいだろう。またこれとは別に、高潔なものと醜悪なものとの区別、すなわち道徳的な実践原理がある。ところがやはり原欠陥により、そうした区別に反する衝動を以後すべての人間が常態的に持つようになってしまった。ともかく道徳的あるいは倫理的、さらには美的なものも含めて、人間には本性的な実践原理や法〔律法〕が、あたかも数学〔算数〕的知識と同様に、今もとどまってはいるけれども、しかし心の「強情(命令不服従)」(contumacia)は強大であり、その結果として死と無限の惨状と多くの驚くべき悪徳をもたらしている。だが、ここでメランヒトンの「自然の光」説への依拠は、今まで以上に比してより大きくなっている。

したがって哲学者たちは、賛同が脆弱であり人間が巨大な衝動によってさまざまな快楽に駆り立てられるのを見て、正と不正とは自然本性(natura)によってか、それとも意見〔見解〕(opinio)によって区別されるのか、と探究してきた。こうしたことについて疑うのは誰であれ恥ずかしく不品行なことである。ちょうど誰かが $2 \times 4 = 8$ となるのは自然本性によるのか、それとも偶然によるのかと探究するように。精神の中の神による光は消されてはならない。むしろより力強く駆り立てられるべきであるし(Lumen divinum in mentibus non extinguendum est, sed potius excitandum)、魂は実践の原理を認識し、それを喜んで受け入れ、目に見えるのと同様に、それが実は確実であり堅固なものであると主張し、それどころか同様に神の不変性ははっきりしている、と言うために強められねばならない(confirmandus)⁴⁰。

精神の中にある神の光とは自然の光であり、これは決して消し去られてはならず、むしろより強力にかきたてられて強化されなければならない、とメランヒトンは強調する。そして、こうまとめられる。

ゆえに自然法の真の定義は、自然法が人間の本性に植え付けられている神の律法の知識〔観念〕、ということになる。人間は神の像に向けてつくられていると言われる所以である。というのも人間の内には像(imago)が輝いていたからである。これは神の知識であり、神の精神のある種の似姿(similitudo)である。つまり高潔なものと醜悪なものとの区別する知識であ

り、こうした知識と人間の力とは一致し調和していた。墮罪以前、意志は神のほうを向いていた。精神においては真の知識が、意志においては神への愛が燃え上がって〔輝いて〕いた。心は何ら疑いもなく真の知識に賛同していた。そして、この知識は私たちが神を認識し賛美することへ、この主に従うことに向けてつくられていると定めていた。主なる神は私たちをつくり、養い、自らの像を刻印した。それは正義を要請し祝福していた。反対に不正を真に弾劾し罰している。しかし、この本性の破壊によって損なわれた神の像の中で、そうした知識はもはや輝いてはいないものの、それにもかかわらず〔それでもやはり〕(tamen)それは残ってはいるが、しかし心は抗い(pugnare)、このような知識と争うかのように見えるがゆえ、疑いが生じてくる。というのも罰は延期され、善いものは悪くなり、悪いものは善くなり、理性は神の摂理(providentia)、つまり最初の律法そのものについて、神は善きものには親しく臨み、悪を罰するということを疑うからである。同じく、すべての者は祈りにおいて自らが聞き入れられていることを本来的に疑う。それでもやはり神に関する自然の知識は完全には消え去ってはいない(Nec tamen extincta est pentius notitia naturalis de Deo)。したがって第一の自然法はそれ自体で、次のことを認識する。すなわち神が一つであり、永遠の精神であり、知恵であり、正しさであり、善であり、世界の創造者であり、正しい者には親しく臨み、不正な者は罰する、ということ。これによって私たちの内に高潔なものと醜悪なものとの区別が生まれ、この区別に従って神に服従すべきであり、この神に祈るべきであり、この神から善を望むべきであるということ。こうした自然法をパウロは引き合いに出し、そのようにローマの信徒への手紙1章で説明している(ロマ1・19以下)。そして、これが第一の戒め〔あなたには、私をおいてほかに神があってはならない。あなたはいかなる像も造ってはならない〕と一致することは明白である。すでにこれには事実、クセノフォン、キケローやその類似者たちによって言及されている。彼らは自然の判断に従い、この律法を無神論者に対抗してしばしば教え込み、これを守る⁴¹。

数学的学知を含めて、同じように人間には自然法の知識と、それを認識する資質や能力としての自然の光が生来的に備わっている。たとえこれに心は強情と不服従のゆえに対抗するとも、やはり「それでもやはり」(tamen)これらは消失してはいないし、しかもこれは古代ギリシアやローマ、とくにキケローによって語られ続けていることであると、この後メランヒトンは、やはり自然法と合致する十戒の解釈を展開させていく。

第二世代ロキに比べて分量も内容もかなり拡充されている最終版の第三世代ロ

キにて、元来ヒューマニストであるメランヒトンの、人間本性への憧憬的な信頼と、またそれと共にルター神学がもたらした、人間の原欠陥への現実的な洞察の二つが、葛藤しながら同居している様子がうかがえる。しかしながら彼は最終的に、祈りを伴いながら本来あったはずの人間本性への希望に未来を託している様子が見いだされるといえよう。ちなみに、こうしたメランヒトンの態度、それに賛同する人々はフィリップ派と呼ばれ、純正ルター派と呼ばれる人々からは激しい反感と反発を招くことになる⁴²。もちろんルター的な神学的人間観が適用可能な側面も人間の在り方や生き方の中にはある。が、メランヒトンはふだん日常の道徳や倫理、つまり外的な社会生活の維持や、そこでの規律について多くを語っている。だからこそ人文主義的な古典古代以来の教養 (humanitas) や教育は今でも普遍的に有効とされるのであり、これを蔑ろにすることは決して許されなかったのである。また同時に、ルター的な原罪観による人間理解をメランヒトンは一時も忘れてはいない。ゆえにカテキズム教育にも力を入れたのであった⁴³。

さて最後に、ドイツ語版ロキを見てみよう。自然法について (Vom natürlichen Gesetz) より、まずは自然法とは何か、という問いに答えている。

それはこうした、一つの、永遠の、不変的な [変えることのできない]、神の中の知恵であり、それらはすでに十戒に啓示された。……なぜなら神は、こうした自身の永遠の、不変の知恵の輝き (glantz) を、最初の創造の際に、数と同様、1、2、3、4、5、6、7、8、9、10 等と同じように、人間の中に植え付けた (gepflanzt) からである。ゆえにこの光はまた私たちの中にあるのだ (Also ist auch dises liecht in unß)⁴⁴。

「輝き」とか「光」というタームをメランヒトンは用いて、やはりそれが人間の理性あるいは悟性の働きであり、その優れた活動を記したうえで、こう述べる。

この悟性は律法の悟性 [法を理解する理性] (gesetz verstand) であり、罪の後でさえも人間の中にとどまっている (ist in menschen blieben auch nach der sund)。なぜなら神は、私たちがかつてどのようであるかを知り、私たち自身の中で罪に抗する (wider die sund) 判断が残っているのを知ることを、同じくこの自然の光によって (nach disem natürlichen liecht)、それでもやはり外的な市民生活 (eusserlich bürgerlich leben) が統制されるのを、欲しているからである。そしてこの自然の光と十戒は正しい悟性の中で、唯一の知恵であり、教えであり法であることを覚えるよう、欲しているのである⁴⁵。

ドイツ語版では、人間の理性の機能が自然の光によるものであり、それが墮罪後でさえ人間の中に残存していることが、より直截に記されていることが分かる。しかもそれは、とくに外的な市民生活を営むのに極めて有効な働きである。もちろんこの後でもメランヒトンは、先のロキと同様に「人間理性の中の光」(das liecht in menschlicher vernunft)が墮罪後にそれほど明らかでも輝かしくもないとして、私たちがますます野蛮になりさらなる暗闇に陥っていると続けるが、しかしそれは完全になくなっているわけではない(dise lehr in menschlicher vernunft nicht gantz verlesche)⁴⁶。そのために聖書には十戒や法〔律法〕が啓示されて、これを知って私たちはかつての記憶を想起し、それに従おうと努力することが「それでもやはり」できるのである。

おわりに

1517年、まだテュービンゲンにいたメランヒトンは『自由学芸について』(De artibus liberalibus)で、こう述べていた。

なぜなら同じようにすべての民族に、しかもそのうえ〔いやむしろ〕天のすべてに等しく善なる理性があるように、同じく正当性の源泉があるように、ちょうど同じようにどこであれ自然の知識(naturae scientia)があり、ただそれにふさわしい熱意〔学問研究〕(studium)だけがこれに近づこうとする⁴⁷。

結局、こうした若き日のメランヒトンの確信は生涯を通じて保たれ続けたといえよう。1559年版ロキでも、こう繰り返される。

自然法は、後に述べるように、神に関する自然の知識(notitia naturalis de Deo)、そして私たちの生き方を制御することに関する(de morum gubernatione)知識、もしくは高潔なものと醜悪なものとの区別(discrimine honestorum et turpium)についての知識である。これは数の知識〔観念〕が人間の精神に神の力によって植え付けられているのと同じように、人類の中に神の力によって植え付けられている⁴⁸。

すでにメランヒトンは親戚筋にあたるロイヒリンを介して、かなり早い段階から自然法や「自然の光」説、その萌芽となる「生得観念」等さまざまな考えに触れていたことが指摘されている⁴⁹。それが第一世代のロキでは受け継がれるものの、ルター神学からの影響は大きく、人間の理性を含めた資質と能力への信頼は、かなり低下してしまう。しかし現実の世の中の具体的な騒乱や混乱を経て、第二

世代でのロキでは、「それでもやはり」あるいは「にもかかわらず」という態度や姿勢が、次第に明確となる。そして第三世代では、むろん神への助力にすぎない「祈り」を伴いつつも、この副詞 tamen 「それでもやはり」「にもかかわらず」は、より力強い信頼へと連結されるようになる。結果として自然法は、パウアーも言うように第三世代のロキの中で、古典古代という「異質な身体」(Fremdkörper)から導入されているとはいえ、メランヒトン神学の組織的な構成要素となり、後の自然神学への重要な礎石ともなった⁵⁰。ただし神学のみならず、最初にディルタイが述べたように、以降の法学思想や自然学思想を含めた、あらゆる哲学体系にも大きな影響を及ぼしたのであった。

このようにメランヒトン『神学要覧』における自然法思想の変遷は、初期のメランヒトン思想を生涯にわたる核心とし、宗教改革の歴史的動乱の中で、とりわけ教育による現実の社会的秩序の再構築のための、究極的な支柱となり続けてきたことを示している。しかも、こうしたテキストにあらわれた思想の背景には、歴史のかつ社会的な変化に応じて、そのときどきの問題に回答しようと、キケローらの古典注解、そして聖書注解に取り組んだ、当時のメランヒトンの研究の成果が反映されているのを忘れてはならない。神学の分野のみならず、メランヒトンの思想世界の全体を、より組織的に捉えるため、そうした緻密な研究の軌跡—まずはキケローのテキスト注解—について、これから丁寧に見てゆきたい。

〈注〉

- 1 Dilthey, Wilhelm : Melanchthon und die erste Ausbildung des natürlichen Systems in Deutschland. In : Gesammelte Schriften. Bd.2. Stuttgart 1991. S.162-202. 『ディルタイ全集 7』法政大学出版会、2009年、181-223頁、参照。
- 2 拙著『ルターとメランヒトンの教育思想研究序説』溪水社、2001年、同『メランヒトンの人間学と教育思想—研究と翻訳—』成文堂、2018年、参照。
- 3 Dilthey, op.cit., S.171.
- 4 現代ではフランク編集による850頁余りの浩瀚な研究手引書 Frank, Günter (Hg.) : Philipp Melanchthon. Der Reformator zwischen Glauben und Wissen. Ein Handbuch. Berlin 2017. に、最近のメランヒトン研究が多方面に渡って一望できる。ちなみに近年とくに関連する研究として重要なのは、Felix Mundt : Melanchthon und Cicero. Facetten des Eklektizismus am Beispiel der Seelenlehre. In : Der Philosoph Melanchthon. hg. v. Günter Frank u. Felix Mundt. Berlin 2012. S.147-171. そして Anne Eusterschulte u. Günter Frank (Hg.) : Cicero in der Frühen Neuzeit. Stuttgart 2018. 所収の諸論考である。

- 5 H. ロンメン『自然法の歴史と理論』阿南成一訳、有斐閣、1971年、1頁以下、参照。
- 6 一例として笹倉秀夫『法思想史講義(下)』東京大学出版会、2007年、参照。
- 7 メランヒトンにおいて「法」の概念や思想は、神学のみならず教育においても極めて重要である。さしあたり拙著前掲『メランヒトンの人間学と教育思想』、63頁以下、参照。
- 8 メランヒトンの思想構造および学問体系については、同上書、18頁以下、参照。
- 9 とりわけ熱狂者や再洗礼派との対決の中で、メランヒトン神学の主要概念がどのように展開したかについて、詳しくは次を参照。Pfister, Hermann : Die Entwicklung der Theologie Melanchthons unter dem Einfluß der Auseinandersetzung mit Schwarmgeistern und Wiedertäufern. Freiburg 1968.
- 10 廣松渉ほか編『岩波 哲学・思想事典』岩波書店、1998年、652頁、「自然の光」参照。Cf. Sardemann, Franz : Ursprung und Entwicklung der Lehre von lumen rationis aeternae, lumen divinum, lumen naturale, rationes seminales, veritates aeternae bis Descartes. Kassel 1902.
- 11 『キケロー選集 12』岩波書店、2002年、156-157頁、3.1.2。太字、下線、原語は以下、すべて引用者による。原文は、すべてインターネット上 THE LATIN LIBRARY 「M. TVLLIVS CICERO」 Cicero: Tusculan Disputations III (thelatinlibrary.com) (2022年8月7日)。
- 12 同上 200頁、1.10.30。THE LATIN LIBRARY 「M. TVLLIVS CICERO」 Cicero: de Legibus I (thelatinlibrary.com) (2022年8月7日)。
- 13 『キケロー選集 11』岩波書店、2000年、34頁、1.16.43。
- 14 デイオゲネス・ラエルティオス『ギリシア哲学者列伝(下)』加来彰俊訳、岩波文庫、1994年、227頁以下、参照。
- 15 前掲『キケロー選集 11』、36頁、1.17.45。THE LATIN LIBRARY 「M. TVLLIVS CICERO」 Cicero: De Natura Deorum I (thelatinlibrary.com) (2022年8月13日)。
- 16 同上書、97頁、2.4.12。THE LATIN LIBRARY 「M. TVLLIVS CICERO」 Cicero: De Natura Deorum II (thelatinlibrary.com) (2022年8月13日)。
- 17 主に『法律について』で展開されている。『キケロー選集 8』岩波書店、1999年、190頁以下、参照。
- 18 R.A. クラインほか編『キリスト教神学の主要著作—オリゲネスからモルトマンまで—』佐々木勝彦ほか訳、教文館、2013年、159-178頁、参照。
- 19 1559年最終版のフルタイトルは以下である。LOCI PRAECIPUI THEOLOGICI nunc denuo cura et diligentia summa recogniti multisque in locis copiose illustrate. 神学要覧 今や新たに総合的に、細心の配慮をもって検討され、多くの箇所て豊かに解明された、神学の主要な論題。つまり神学上の主要な論題(トピック)が総合的に概観できるような書物という意味である。これの部分的拙訳は国士舘大学文学初等教育学会編『初等教育論集』14号、2013年、より断続的に掲載している。全訳は教文館より「キ

- リスト教古典叢書」シリーズの一冊として出版予定である。
- 20 Corpus Reformatorum. Bde.1-28 : Philippi Melanchthonis opera quae supersunt omnia. hg. v. Karl Gottlieb Bretschneider und Heinlich Ernst Bindseil. Halle/Braunschweig 1834-1860. CR の略号で示し、以下巻、頁の順で表示する。CR21, 24. 翻訳の際の太字や下線は以下、すべて引用者による。
- 21 CR21, 25f.
- 22 CR21, 116. 初版ロキのみ邦訳がある。最新のものとして『宗教改革著作集4ールターとその周辺Ⅱー』教文館、2003年、参照。ただし本稿では、これを参考にしつつも拙訳によった。
- 23『キケロー選集8』岩波書店、1999年、190頁以下、参照。
- 24 Ibid.
- 25 Ibid.
- 26 Cf. Kuroпка, Nicole : Philipp Melanchthon. Wissenschaft und Gesellschaft. Tübingen 2002. S.24ff.
- 27 CR21, 116-117.
- 28 CR21, 117.
- 29 Ibid.
- 30 Ibid.
- 31 Ibid.
- 32 拙著前掲『ルターとメランヒトンの教育思想研究序説』、143頁以下、参照。
- 33 前掲『宗教改革著作集4』、367頁以下、参照。
- 34 CR21, 398-399.
- 35 CR21, 399.
- 36 Ibid.
- 37 CR21, 400.
- 38 Ibid.
- 39 CR21, 711-712.
- 40 CR21, 712.
- 41 CR21, 712-713.
- 42 Cf. Kobler, Beate : Die Entstehung des negative Melanchthonbildes. Protestantische Melanchthonkritik bis 1560. Tübingen 2014. S.535ff.
- 43 平成31年度科学研究費助成金（基盤研究C、課題番号19K00112「メランヒトンのカテキズムに関する研究」）による一連の成果、拙稿「メランヒトンとアグリコラーカテキズムをめぐる一」国士館大学人文学会編『国士館人文学』10号（通巻52号）所収、2020年、21-45頁、同「メランヒトン『巡察指導書』の背景と内容一法の価値と自由意志を強調する理由一」国士館大学人文学会編『国士館人文学』11号（通巻53号）所収、

2021年、99-121頁、同「メランヒトン『子どものカテキズム』の構造と特質」国士館
大学大学院人文科学研究科編『国士館人文科学論集』3号所収、2022年、16-29頁、参照。

44 CR22, 256.

45 Ibid.

46 CR22, 257.

47 CR11, 6-7.

48 CR21, 687.

49 Cf. Kisch, Guido : Melanchthons Rechts- und Soziallehre. Berlin 1967. S.45f. Maurer,
Wilhelm : Melanchthon=Studien. Gütersloh 1964. S.23. Stupperich, Robert : Der
unbekannte Melanchthon. Stuttgart 1961. S.13. Bauer, Clemens : Melanchthons
Naturrechtslehre. In : Archiv für Reformationsgeschichte. XLII. 1951. S.64-100.

50 Cf. Bauer, op.cit., S.64.

謝辞

本研究は JSPS 科研費 JP22K00110 の助成を受けたものです。